



こんな年金、ご存じでしたか？

国民年金には、第1号被保険者のための独自給付があります。

■付加年金

付加保険料を納めた人が老齢基礎年金の受給権を得たときに加算して支給されます。付加保険料（1か月400円）を納付できるのは、第1号被保険者です。ただし、保険料の免除を受けている方および国民年金基金の加入員は、付加保険料の納付ができないことになっています。

付加年金の年金額は、次の式によって計算されます。

200円×付加保険料納付月数

したがって、40年間（480月）付加保険料を納付した方には、次の額の年金が支給されます。

（老齢基礎年金） （付加年金の額）

779,300円 + 200円×480月 = 875,300円

※上記の付加年金の年金額は、年金額の改定が行われた場合でも、改定されないことになっています。

■寡婦年金

第1号被保険者として保険料納付済期間などが25年以上ある夫が年金を受けずに死亡した場合、10年以上婚姻関係があった妻に60歳から65歳までの間に支給されます。寡婦年金の額は、夫の第1号被保険者の期間について計算した老齢基礎年金の額の4分の3です。ただし、夫が障害基礎年金の受給権者であったり、老齢基礎年金の支給を受けていたとき、また、妻が繰上げ支給の老齢基礎年金を受けているときは、寡婦年金は支給されません。

■死亡一時金

3年以上国民年金保険料を納付した方が、年金を受けないで死亡したときに、その遺族に支給されます。死亡一時金は、保険料を納付した期間に応じて支給されます。

死亡一時金を受けることができる遺族の範囲は、死亡した方の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹であって、死亡したときに生計を同一にしていた方です。受給の順位はこの順になります。

保険料納付済期間	金 額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

※死亡一時金と寡婦年金の両方を受けられる場合には、受給者の選択によりその一つが支給されることになっています。

請求先は、いずれも役場国民年金担当になります。詳細については、担当へお問合せください。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤